

事業型NPOが「新しい公共」の理念のもと社会的事業を継続して行うためには、将来的には、寄付税制のみならず、法人税や消費税の制度変更も視野に入れた提言を行っていく必要があると考えます。

例えば、NPO法上の非営利の事業と税法でいうところの非営利の事業はその定義が異なります。そのため、社会貢献のために行っている事業でも個々の税務署の判断で課税対象となる場合があります。

下表は、平成20年度のNPO法人トイボックスの事業に対する所轄の税務署の最終回答をまとめたものですが、池田市からの教育事業委託や、なかなか家から出られない不登校の子ども達に必要なスクールバスの利用料などが課税対象として判定されました。

表) 平成20年度、法人税、消費税の課税・非課税・不課税

項目	法人税	消費税
ダウン症ライブチケット	課税	課税
ダンスレッスン	非課税	課税
協賛グッズ販売	課税	課税
スマイルフェスタ	非課税	非課税
NPO会費	非課税	非課税
スクールバス利用料	今回は非課税	課税
協賛金	非課税	非課税
池田市教育事業	課税	課税
大阪労働局	課税	不課税
文部科学省	非課税	不課税
自転車振興会	非課税	不課税

社会的事業に対する税法上の取り扱いを整理し、現場で活動するNPO等がより活動しやすい環境を整えるために、法令で新しい公共の考え方を具体的に示すなどの対応が必要と考えます。

例えば、消費税法別表第一の十一では、消費税が非課税になるものとして、学校教育法上の教育機関が挙げられています。しかし、不登校支援を行っているNPO運営のフリースクールなどは、公共的役割を担いながらも非課税の対象となっておりません。

同項の二に、「教育に関する役務の提供をしていると政令が定めれば非課税になる」との主旨の条文がありますので、政令があれば、多くの活動団体が、少ない資金をより有効に使えるのではないかと考えます。

事業型NPOを始めとする民の力を徹底的に活かすためにも、本来公の行うべき事業を

民が行うことでサービスの向上や効率化をめざすという「新しい公共」の考え方を軸として、他の制度との整合性が取られていって欲しいと考えます。

【参考】

消費税法

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第一（第六条関係）

十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

ニ イからハマまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第六十二条（高等学校）及び第七十条第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第八十二条（特別支援学校）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡